

氏名(国籍)	ハーバー エリック ダビデ (オランダ)		
学位の種類	博士(社会学)		
学位記番号	博甲第3320号		
学位授与年月日	平成16年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	社会科学研究科		
学位論文題目	<b>The Commonsensical Construction of Culpability : A Case Study of a Triple Murder in Japan</b> (可罰性の常識的構築：日本における三重殺人の事例研究)		
主査	筑波大学教授	博士(社会学)	駒井 洋
副査	筑波大学教授	博士(文学)	好井 裕明
副査	筑波大学教授		土屋 英雄
副査	筑波大学助教授		奥山 敏雄
副査	筑波大学助教授		土井 隆義

## 論文の内容の要旨

量刑に関する厳密なガイドラインがない日本では、被告人の可罰性を構築するプロセスにおいて（およびその可罰性に基づいて被告人の量刑を定めるプロセスにおいて）、いわゆる常識的な知識が重要な役割を果たしている。ここでいう常識的な知識とは、特定の知識学的範疇に分類することのできない知識のことである。本論文は、第一に、ある殺人事件の記録を素材にして、被告人の可罰性が構築されるプロセスにおける常識的な知識の役割を研究したものであり、第二に、このプロセス（公判前の捜査の段階から最終的判決まで）の合理性を研究し、可罰性が作り上げられるプロセスを厳密なガイドラインの実施を通じて「合理化」することの合理性を検討したものである。

### 第1章

公判前の捜査において、捜査官は可罰性の「積み木」を作り上げる。検察官または弁護士と裁判官は、この「積み木」を参照して、公判において被告人の可罰性を論じ、また認定することができる。本論文の第1章では、ある三重殺人事件を素材として、可罰性の積み木を捜査官がどのようにして作り上げたかに着目し、そのプロセスにおいて、常識的な知識がどのような役割を果たしたかが検討されている。その目的のため、被告人と証人による供述調書が分析の対象とされているが、供述調書の順序と展開は、特定の法学的な可罰性の要因を追及することによってではなく、むしろ捜査官が抱いた常識的な前提と推論から説明することができることが明らかにされている。

このプロセスにおいては、法的なりアリティに関して基本となる日常世界の存在論的な前提から、より特定の経験的な人間の行動に関する様々な前提を範囲とする、いわゆる常識的な知識の「連続体」が機能している。とくに、積み木が作り上げられるプロセスにおいて、動機の構築は、編集の技術として重要な役割を果たしている。それは、動機が、殺人という行為へ被告人を帰属させる資料として、情報の様々な筋（例えば事件の背景、または被告人の殺意の背景に関する供述）を媒介としつつ、1つの布を編みあげるように機

能していくからである。

## 第2章

本論文の第2章は、公判における被告人と証人の尋問過程に焦点を当てている。この尋問を通じて、弁護側と検察側がいかなる方法において、異なった編集および事実を「立証」していくかという問題が取り上げられている。被告人と証人の尋問により、様々な事実は「緩く」編みあげられていく。この相異なった編集過程は、相互に対立しているにもかかわらず、公判前に構築された情報の源（すなわち可罰性の積み木）に基づいて作成されるものである。すなわち、「事実」の信用性を欠落させない範囲内において、異なった編集によって「事実」が認定されていくのである。したがって、公判における事実の認定と、その編集のプロセスにおいては、異なる事実が解決の必要性をもつ「リアリティの分岐」として機能しないのである。

この事実認定の段階では、超越的に妥当性のある事実を認定する必要性はない。むしろ、弁護側と検察側が認定した異なる事実は各々の編集の文脈において「妥当」的に認定されるものである。この妥当性は、事実の各文脈に限定された視点に依存している。ここには、研究の目的に応じた研究者の存在論（社会的に構築されたものとしての現実）と、日常世界的存在論（あるものとしての現実）を区別するような、研究者による作業との類似性を指摘することもできる。2つの存在論的なパースペクティブには、それぞれにそれぞれの妥当性がある。「ある」ものを研究するにあたって、研究者は、この2つのパースペクティブを区別したり、日常世界的存在論から逃れたりすることはできない。したがって、この区別を目指す研究者は、論理的にパラドキシカルな立場におかれる。しかし、そのパラドクスが生じるのは、1つの真実に対する超越的なパースペクティブを追求するために、2つのパースペクティブを並列してしまう場合のみなのである。

## 第3章

第3章では、検察側と弁護側が、「各々の」事実と事実の編集に基づいて、被告人の可罰性をどのように公判で論じているかを研究の対象としている。ここでは、検察側が、出来事を一方的な行為として論じているのに対して、弁護側は、その出来事を相互作用として論じていることに焦点を当てている。犯罪学およびエスノメソドロジーの文脈において、殺人は、相互作用の産物とみなされることが多い。検察側と弁護側が論じた各々の「物語」においては、その出来事の相互作用としての性質が議論の中心になっている。ここで、出来事の相互作用としての性質は、「客観的な事実」として認定不可であることが明らかにされる。この相互作用としての性質、そしてこの性質が示唆する関係者の被害者および加害者としての地位は、人間性、特定の状況における「適切な行動」、そして、家庭内の人間関係に関する常識的な前提などに基づいて認定されるものである。

動機、そして犯人の事情といった、可罰性の法学的なファクターの「実体」は、出来事の相互作用としての性質の認識のあり方と密接に結びついている。このファクターの意味と重要性は、弁護側と検察側のそれぞれの「常識的な」物語において生じるものである。言い換えれば、可罰性のファクターの意味と重要性は、両者のそれぞれの物語に「付随」するものなのである。しかし、たとえば、前科の有無、反省の有無のように、物語に付随しない、独立した可罰性のファクターもまた存在するのである。

## 第4章

第4章では、物語に付随するもの、または付随しないものとしての、可罰性のファクターという課題をさらに詳細に考察している。その目的のため、判決に対する控訴と、高等裁判所による棄却との関連において、地方裁判所の判決が分析されている。裁判所による、また弁護側と検察側による、それぞれの物語における動機の役割は、可罰性のファクターの「付随性」の例証である。行為者への動機の付与には、行為者を

ある人物類型としてカテゴリー化する効果があるが、三者による3通りの物語において、動機は異なる役割を果たしている。この異なる役割に従って、被告人の人物像の構築は異なる形でなされているのである。

被告人の異なった人物像の構築は、次のことを例証している。すなわち、刑罰の理念は、それぞれの物語を通じて、構築された被告人の人物像（など）に従って具体化されていくものである。また、その刑罰の理念に従って、「独立した意味を持つ」可罰性のファクターの関連性と、その意味も具体的に画定されていく。したがって、可罰性の構築において、独立した意味を持つようにみえる可罰性のファクターの意味も、それぞれの「常識的」な物語から与えられるのである。さらに、裁判官は、判決の中で、「絶対的」で、常識的な可罰性のファクターを訴えるが、しかしこのファクターは、被告人の可罰性よりも、「意味ある営み」としての可罰性の構築という性質から説明されうるものなのである。

## 終章

本論分の最終章では、本論の分析において明らかとなった可罰性の構築の合理性について考察している。この合理性は、ある程度まで「事例特有」の合理性である。すなわち、可罰性の構築において参照された経験的な「常識的な」知識は、必ずしも他の被告人の可罰性を構築するためには参照されえない。また、可罰性のファクターの意味と重要性は、公判で論じられた各々の「常識的な」物語にしたがって生じる。被告人に対する刑罰の目的も、これと同様の方法により画定されるのである。量刑の厳密なガイドラインの実施によって、可罰性の構築のプロセスをより明白にルールに基づいたプロセスに変えることは可能である。また、ガイドラインによって、このようなプロセスの結果（つまり刑罰の量および種類）を予測可能にすることはできる。したがって、刑罰のガイドラインを実施することで、可罰性の構築におけるプロセスを、よりウェーバー風に合理的に営むことはできる。

しかしながら、本研究で述べてきたように、可罰性の構築は、裁判所が実際に関わる前に始まるプロセスである。そのため、量刑のガイドラインは、可罰性の構築のもっとも可視的な部分を「合理化」するためには役立つかもしれないが、このガイドラインを通じて、プロセスのすべてが合理化されるわけではないことに留意すべきである。むしろ、このガイドラインの実施は、訴因を決定する検察官に、より強い権力を与えることを意味することさえありうるのである。量刑のガイドラインを参照し、類似したケースを同様に、そして異なるケースを異なるように裁くことはできる。しかし、類似したことと異なることをガイドラインに参照して判断することと、「常識的に」判断することとは次元の異なった作業である。また、ガイドラインの実施によって、可罰性の構築の「意味ある営み」としての性格も変容するのである。したがって、常識的な可罰性の構築をガイドラインの実施によって変容させることは、1つの合理性を別の合理性と代替することにすぎないといえる。どちらがより「合理的」であるかは、いってみれば当該社会における「好み」の問題なのである。

## 審査の結果の要旨

本論文は、裁判所との粘り強い交渉によって入手することのできた、ある殺人事件に関する膨大な裁判記録を駆使しつつ、わが国の刑事司法過程において、「可罰性」がいかに構築されているのかを社会学的に分析したものである。この分野では、いわゆる理論的な研究としてはこれまでも幾つかの試みがなされているが、本論文のように、具体的なケースの第一次資料にもとづきながら論じたものは未だ見当たらない。とりわけ本研究は、エスノメソドロジーや構築主義といった社会学的にきわめて洗練された分析装置を駆使して、第一次データの分析を行なったものであり、理論的な側面においても、わが国の社会学界に寄与するところが大きい。日本人の研究者によっても未だ試みられていないいわば未踏の領域へ、外国人である著者が果

敢にも踏み込んでいった意欲に対しては、大いなる賞賛を送って然るべきであろう。もちろん、本論文で頻繁に使用されている「常識的」というキーワードが、いわばマジック・ワードとして機能しており、その内容の分析には踏み込まれていないなど、本論文の限界を指摘することもできる。しかし、それは、本論文の意義を損なうものでは決してない。

よって、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。